

## 多目的ローン (1/2)

令和3年7月1日現在

1. 商 品 名	多目的ローン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) お申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が満81歳未満で、安定した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	次のうち、資金使途が確認できるもの ①マイカー関連資金 お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含みません）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含みます）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金 a. 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可能です） b. 車検・修理費用 c. パーツ・オプションの購入・取付費用 d. 自動車保険費用 e. 運転免許取得費用 f. 車庫設置費用 ②教育関連資金 お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 g. 就学する学校等への1年分の納付金 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるものです ※「納付金」には、寄付金、学校債、入学金を含みます h. 就学にかかる1年分の付帯費用（100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等をさします ※gおよびhは、申込日時点で支払日から1ヶ月以内のものに限り支払い済み資金も対象となります ③リフォーム関連資金 お申込人が居住（居住予定を含みます）しお申込人もしくはそのご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含みます）、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはお申込人のご家族が居住（居住予定を含む）しお申込人が所有している自宅にかかる次の資金 i. リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 j. リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（iと合わせたお申込みで100万円以内） ④お申込人が上記①～③を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローンの借換資金 ※上記①～④を合算した取扱も可能です
4. ご融資限度額	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※WEB申込は500万円以内
5. ご利用期間	10年以内（1ヵ月単位） ※但し、資金使途が借換の場合は、借換対象ローンの経過期間を10年から差し引いた期間を最長とします 複数資金を借換の場合は、期間経過最上位を10年から差し引いた期間を最長とします
6. ご融資利率	変動金利 年2.3% 年3.3% 年4.3% (1) 審査結果により融資利率は異なります (2) 毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しを行います



**都の都信用金庫**

MIZUHO MIZUHO SHININ BANK

## 多目的ローン (2/2)

7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料          運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート）          ※健康保険証の場合は、健康保険証＋住民票または現住所記載の公共料金・社会保険料の領収書（お申込人本人宛に限ります）</p> <p>(2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの          ※ご融資金額300万円以内の場合は不要となります</p> <p>(3) 資金使途確認資料（注文書、見積書、請求書等）          ※買換・借換時の残債の場合は、残高を証明出来るものをお願いします</p>
8. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内）</li> <li>・約定返済日は、毎月2日・7日・12日・17日・22日・27日に限らせていただきます</li> </ul>
9. 保証会社	株式会社オリエントコーポレーション
10. 保証人	<p>原則必要ありません</p> <p>※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります</p>
11. 担保	必要ありません
12. 手数料・保証料	<p>(1) ローン実行手数料330円</p> <p>(2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置          本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置          東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他	<p>ご融資金は、資金使途確認資料の記載先口座へお申込人の口座を経由してお振込していただくことが条件となります。</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>

